

マイホーム新川居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 中央区が開設するマイホーム新川居宅介護支援事業所（以下、「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事業を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整するものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 マイホーム新川居宅介護支援事業所
- 二 所在地 中央区新川二丁目27番3号（特別養護老人ホーム「マイホーム新川」2階）

(職員の職種、人数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員 1名（常勤職員）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- 二 介護支援専門員 2名（常勤職員2名）（管理者と兼務1名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(事業実施日及び事業実施時間)

第5条 事業所の事業実施日及び事業実施時間は、次のとおりとする。

- 一 事業実施日 月曜日～金曜日
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～1月3日を除く。
- 二 事業実施時間 午前8時30分～午後5時30分

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

一 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービス内容等の情報を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整を行う。

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題の分析について使用する課題分析票は独自方式等を用いる。

二 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)するとともに、月に1回(状況に変化が著しい場合を除く。)訪問することにより利用者の課題把握を行い、1月に1回はモニタリングの結果を記録し、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行う。

三 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を自宅等で開催し、担当者から意見を求める。

四 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対しサービスの提供方法について理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じる。

2 次条の通常の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実費を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けるとする。

4 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、中央区の区域とする。

(相談・苦情対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に基づいた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(虐待等の禁止)

第9条 職員は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成18年4月1日施行)に基づき、身体的及び精神的苦痛を与えたり、人格を辱めるような行為を行わないものとする。

2 職員は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めるものとする。

3 職員は、高齢者虐待を発見した場合には、速やかに関係市区町村へ届け出るものとする。

4 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第10条 当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は中央区と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、準備要介護認定等に係る準備居宅サービス計画の作成等については、平成11年10月1日から行うものとする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成23年1月17日から施行する。

附 則

この規定は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年10月1日から施行する。